

| | |
|------------------|---|
| Title | 徳川時代に於ける悪貨濫造の結果に就て |
| Sub Title | |
| Author | 瀧本, 誠一 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1925 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.10 (1925. 10) ,p.1381(1)- 1404(24) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19251001-0001 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19251001-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

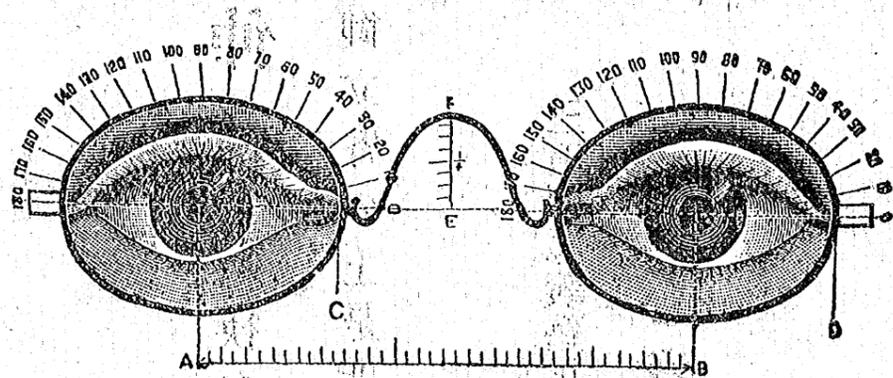
仲秋に品質良好の洋服
を以て愈奮闘場裏に向
ふ御用命の程は是非本
店へ

芝三田通慶應義塾前

小林洋服店

電話高輪二九二三

製調方處科眼各



フチナシ眼鏡

前院病山松り通田三芝

店鏡眼元秋

番九四〇二輪高話電

メニスカレンズ

三田學會雜誌 第十九卷 第十號

徳川時代に於ける悪貨濫造の結果に就て

瀧本 誠一

織田豊臣兩氏時代の通貨は、大判金と云ふ金貨にて、天正大判金、大閣大判金、大佛大判金など稱する額面の異なる貨幣のみ行はれて居つたのであつて、通貨として銀貨は全く無かつた様である、草間直方の三貨圖彙に多門院日記を引用して、元龜三年尾州勢が奈良へ打入つたとき、奈良の市中及寺々より巨額の銀子を調達したと云ふことがあるが、其の時の銀子なるものは、一定の形製が備つてあつたのではなく、皆切り遣ひの南鐐銀にて、只量目のみ京都の大法に依つて用ひしなるべしと云ひ、又今世上にまゝ銀の大判と云ふものあれども、是は後世黄金判に倣ひ好主

のもの、假作と思はる云々(三貨圖彙卷十七)と云つて居るが、事實その通りであつたのであらう尤も銅錢には例の永樂錢なるものあり、その流通高は當時相應の巨額に上つて居つたこと、思はるゝが、所謂本位貨幣とでも稱すべきものは、恐らくは只だ大判金のみであつたのであらう。

此の大判金と云ふは何れも縦四寸八九分乃至五寸五分、横二寸八分乃至三寸五分の楕圓形にて、重さは何れも三十八匁乃至四十四匁あり、皆殆んど純金に近き立派な金性(此の金性は皆精確ならざれども、慶長大判が程色八分八厘とあり、其の上の上金なれば勿論純金に近いものと思はる)であつて、一枚十兩として通用したのである。然るに此の大判金は量目に於ても價格に於ても、餘り大き過ぎて、民間の通用には不便であつたのみならず、其の流通高も極めて少なくして、事實通貨としては殆んど何等の用をも爲さず、唯た僅かに將軍家大名の官庫若しく少數なる富豪又は兩替屋の庫中に收めらるゝ位の事に過ぎなかつたのである。故に徳川家康は文祿年間に至り、金座後藤光次の建議を容れて、小判金と稱する大判金の十分一の小形金貨を鑄造し、之を一兩として通用せしめたのである。然れどもこの

時代は猶豊臣氏の天下であつたのであるから、家康は勿論秀吉の許可を受け、徳川氏の領内に限りて通用を許されたのである、是が徳川氏が貨幣を鑄造した濫觴であつたのである。

其後慶長四年に至り徳川氏は又更らに小判金一兩を四分して一分判金と云ふを發行したるより、人々大に之を便なりとし、市中の取引は甚だ圓滿に行はるゝこととなつたが、それと同時に此の頃より各地の金銀鑛大に開け、就中銀の産出最も盛なりしより、徳川氏は慶長六年伏見に銀座を置き、丁銀(平たき長圓形にて海鼠状を爲せるもの)及豆板銀(小粒と稱す)などを澤山に鑄造したのである。是れより元祿八年の幣制改革に至るまで九十餘年間は慶長のソレと同様の金銀貨を引續き鑄造して居つたのであるが、此の間に發行した金銀貨の数は金小判并に金一分判(共に慶長古金と稱す)の合計約一千四百七十二萬七千兩にて銀は總計一百二十萬貫であつたとの事である。(舊金座佐藤忠三郎の計算に據る)然しながら新井白石が寶化通用事略に記する所にては、慶長六年以後元祿八年迄年々に造り出せし所の金銀の總數まづは金七千萬兩、銀八十萬貫目ほどのつもりと申す歟とあり、白石

の計算に據れば慶長六年より元祿八年まで九十五年間に於ける鑄造總額は、金に於ては六十六億五千萬兩の巨額に上り、銀は七千六百萬貫目の巨額に達するようである。彼是餘りに甚だしき大差異であつて果して何れに據るべきか、適從する所を知らざるも、徳川時代若くは其の以前に於ける數字上の計算は大抵多くはコソなものであつて、寔に頼りなき極みであるが、精確なる古記録の發見せられざる限りは此の數字上の疑問は姑らく之を未決のままに保留するのが、安全ではあるが、余の推測する所では、白石の計算は其の根據何れにありとするも、事實恐らくは誤算ではなからうかと思はるゝのである。

二

前にも述べたる如く當時金銀貨の外には從來足利時代より通用して居た永樂錢と稱する銅錢あり、又元和三年には元和通寶を鑄造し、又寛永十三年よりは更に寛永通寶なる銅錢を鑄造し始めて、何れも相當の巨額に發行し、就中寛永通寶は寛永十三年以來引續き同名を以て鑄造して徳川政府の滅亡に至るまで、絶へず鑄造して居つたのみならず、水戸、紀州、仙臺、秋田、長州其他各地方到る所に於て、盛に之

を鑄造し、大抵は其の地方限りの通用に制限せられ居たるも、實際に於ては徳川政府が江戸其他の錢座に於て鑄造せしめたる一般の通用錢と混同して廣く流通して居つたのである、此の時代は銅錢には限らず、金銀貨でも何でも、或は徳川政府の許可を受け、或は其の許可もなく、或は各藩政府自ら勝手に鑄造し、或は請負人なるものありて、其人自ら肆まゝに天下の通寶を鑄造して居つたのであるが、金銀は肝心の地金に乏くして、差當り之を得るの途なかりしも、銅錢は其の原料を得るに容易なりしかば、各地方に於て盛にこれを鑄造して、矢鱈に流通せしめたるより、其の品質には色々の差異ありたるも、所謂寛永通寶なるものゝ流通高は、中々の巨額に上つて居つたことは明かであらう。

然れども肝心なる本位貨幣の如きものであつた金銀貨は原料なる地金の産出が少なかつたり、又は海外へ流出したり、其他種々の原因に依つて流通高は甚だ多からず、大判金は勿論の事小判金などにも殆んど市場には跡を絶つて普通の小商人などは、一生小判金を手にした事も無かつたやうの次第である、民間省要に抑も其の時代(家康時代)の金銀と云ふは世上に少なし、壹兩の小判ある時は近所より

尋ね来て來りて所望し拜見すと云へり」とあるが、實際元祿以前にはそんな状況であつたのである。然れどもその時代は經濟社會尙甚だ幼稚であつて、商業と云ふ程の商業もなく、賣買取引の媒介物として貨幣を要することも甚だ少なかつたのである。加之ならず元祿以前に於ては、秋生徂徠が其の政談に述べて居るが如く、多くの場合に於ける取引は、米穀又は其他の物品を以て爲され、所謂る物々交換の域を脱しなかつたのであるから、日用少しばかりの買物に要する銅錢があつたら、それで充分に事が足りたのである。

然るに元祿以後に至りては社會一般に奢侈贅澤に赴き、從來の様な質樸敦厚の風は全く其の跡を絶ち、隨て種々の經濟的欲望を發達し、士民皆昔の様な簡單なる生活を以て甘ずること能はざるの風俗となり、隨て從來の物々交換經濟は次第に消滅して、所謂る貨幣經濟の世の中となり、何事でも金さへあれば間に合ふと云ふ有様となり來りたれば、貨幣が何により一番重寶なるものと認められ、人々争つて貨幣を欲來することとなり。ソレと同時に他の一方に於ては商業の發達に伴ひ、諸方面の取引勘定を決済するが爲めに多大の貨幣を要することとなり、たれば、最

早在來の通貨位では、逆も經濟界の必要を充たすこと能はずして、痛切に其の拂底を感ずるに至つたのである。

通貨の拂底が諸物價の低落を來すの趨勢あるは經濟上免かれ難き現象であつて、元祿の初め頃より既にこの徴候を呈したのであるが、就中米價は著るしく低落して、國民の大多數を占むる農家を始めとし、當時社會の首位にあつて、米の收納に衣食しつゝあつた武家武人は、非常の困難に陥りたるより、朝野士人の間には其の救濟策としては通貨の量數を増加するより、他に名案なしと云ふの説ありて、相應に有力なる賛成者があつたのである。是れは宛も近年我々が物價の騰貴に苦しむつゝある際に當り、この趨勢を抑制するの策として、通貨の緊縮を計るべしと主張すると同一の主旨に基づきたる意見であつて、經濟的活動範圍の極めて狹隘なりし封建時代に於て、殊に此の通貨數量説を痛切に感せしめたるは固より偶然ではなかつたのであらう。

三

此の時宛も徳川政府は財政上非常の窮迫を訴へ、將軍が日光廟へ參拜する費用

にすら差支へると云ふ様な状態に陥りて、府庫のやり繰算段に苦心の最中であつたのであるが、其の際幸ひ民間の有力者間に通貨の増加説を主張する者があつたのを奇貨とし、之を増加して物價の昂騰を調制すると云口實の下に流通貨幣の改造を企てたのである。是が元祿八年の貨幣改革として、我が日本の經濟史上に有名なる大改革の一である。

從來通用して居つた金銀貨は其の品位皆良好にして、金の含量は八六%、銀は八〇%以上であつたので、殆んど純金銀に近い位のものであつたが、此度の改革にはソレを改鑄して、金は小判も一分判も、共に大に其の品位を貶して、四割三分二厘の雜分を加へたれば、純金の含量は五割六分八厘に過ぎず、又銀は三割六分の雜分を加へ、純銀の含量は六割四分はなかつたのである。然るに徳川政府は此の改鑄に依り慶長の古金十兩を鑄潰して新金十五兩となし、約五割の利益を得たこの事であるが、此の時金銀兩様の改鑄利益は五百萬兩の巨額に上り、兎も角も之を以て財政の欠陥を彌縫し得たるより、爾後引き續き、其の政策を繰返へし、更らに金貨を改鑄すること一回寶永七年銀貨を改鑄すること四回なりしが、銀貨は其の改鑄毎

に益々其の品位を悪くし、遂に最後の寶永八年(即ち正徳元年)に鑄造したる四寶字銀の如きは純銀の含量は僅か一二%にして(一説には二〇%であつた)云へり)八%までは銅や鉛の雜分であると云ふ様な粗惡の銀貨を造くるに至つたのである。

元祿八年以後は如上各種の粗惡なる金銀貨が同時に流通して居つて、其の狀況はデェヴォンス氏が云へる如く一の國定貨幣を有して居ない殖民地又は半開國が商業の取引上に得たる諸外國の善惡各種の貨幣を、一緒に混用し居たるが如き有様であつて、是等各種の貨幣は勿論云ふ迄もなく、皆各々其の價値を異にして通用したるより、民間の取引上、非常の大混亂を招き、例へば金の貸借には何の種類の貨幣で返還し、利子は如何なる金で支拂ふと云ふ様な事を一々明かに約定し置かねばならず、市場で物品を賣買するには、どの銀貨で支拂へば何程の價格である、この取引の支拂は如何なる銀貨を以てすると云ふが如く、一々支拂の貨幣を極めて置かねば賣買の協定は出來ないと云ふ様な状態となり、甚だしきは最惡の四寶字銀で支拂つて宜しくば代價はどれ程高くて、も苦しくないなどと云ふ者さへ現は

るゝが如き奇現象を呈したのであるが、斯ふなつて來れば、自然ウカと賣買取引して、後で代金支拂の場合に至り、その金では受取らぬ、あの金では嫌やだ、その筈ではなかつた、あの積りではなかつたなど、種々の紛争を來して公事訴訟の絶へ間なかりしかば、徳川政府は遂に翻然と其の非を覺り、正徳四年を以て大膽にも從來の悪幣を一掃して斷然幣制の復古を企てたのである、是れは新井白石の熱心なる建言に基きたる改革であつて、其の目的とする所は金銀の品位量目總て元祿以前の制度即ち慶長の古制に復歸せしめんとしたのであるから、此の改革の主旨は寔に善美にして何人も異議のあるべき筈はなかつたのであるが、奈何せん此の時徳川政府は財政の困難既に其の極に達し、幣制復古の美事を企てたるも、固より之を實行するに必要な地金の準備あるにあらず、始め種々の無理才覺をなして少しばかりの地金を得て、ソレで先づ差當り少額の金銀貨を鑄造し、やがて之を發行して民間の悪貨と引換へしめ、斯くして地金の出來るに隨つて漸次之を改鑄して行くの方針を取り、隨つて鑄造すれば、隨つて引換へて、追次完成を期するの計畫なりしかば、民間の融通に事足るほど充分の新金銀が出來るまでは從來の悪貨の通用を

禁止することも出來ず、止むことを得ずして、暫らくの間は新舊善惡の金銀貨を同時に通用せしめて置かなければならなかつたのである。流石の白石も「グレシヤム法則」の作用には氣が付かなかつたものと見へ、慶長の古金銀と同一なる純良の新金銀が市場に現はるゝと同時に忽ち其の跡を隠くし、隨て出づれば隨て隠れて少しも其の姿を見せざりしのみならず、世上通用の悪貨は漸次新金銀と引換へ鑄潰されたるより民間流通の金銀貨は日を追ふて其の在高を減じ、結局改鑄したる新金銀は少しも市場に流通せず、舊來の悪貨のみ行はれて、而かも段々其の數を減するに至りしかば、民間の取引は之が爲め甚だ澁滞して、元祿八年以前よりは層一層の困難を感じ、物價は一般に著るしき低落を來したのであるが、其の中にも米價は最も甚だしく下落して殆んど瓦礫に齊しき相場となり、前にも述べた通り農民と武家武人とは殊に非常の打撃を蒙つたのである。

此に於て徳川政府は又々其の方針を變じて金銀貨の品位を下ぐるの計畫を爲し、遂に元文元年より所謂文字金銀の鑄造に着手したのであるが、此の文字金銀は金は百分中純金の含量は六五、三二であつて、銀は三四、五三であつたのであるから、

元祿の金銀よりは品位少しく良しと雖も、慶長の古金銀や正徳の金銀に比すれば甚だ劣悪であつたのである。殊に通用の最も廣かつた銀は純銀三割四分五厘強ほか含有して居ないのであるから、金に對する比價が大に狂ひ、物價の變動を來すこと最も甚だしくして、經濟界は之が爲めに、又々非常の紛亂を生じたのである。然るに政府は金銀を改鑄する毎に其の品位を貶して(正徳の改革は例外)其の都度何百萬兩と云ふ巨額の利益を收めて、僅かに財政の欠乏を補充して居つたのであるから、元文の改鑄以來尙引續き屢々改鑄を行つて、毎回段々粗悪の金銀を造り出し、其の中にも銀は最悪の極に達し、銀と云ふは唯だ名ばかりにて、其の實銅に銀のめつきした様なものすら發行するに至つたのである。

四

金銀貨の「デイベーイスマメント」即ち品位を低下することは我が日本に限られたことにあらず、西洋でも、何處くでも、或る時代には中々盛に行はれた事實であるが、現に近世的の意味に於ける經濟の最も早く發達した英國に於ても、チェードル王朝時代(十六世紀)には徳川氏の元祿以後と同様の紊亂を呈し、又佛國にても、フイリ

ップ四世時代(十三、四世紀)には我が徳川氏よりも、尙一層甚だしき悪貨を發行して、國民に多大の迷惑を及ぼしたことがあつたのである。故に單に歴史上の談柄として看察すれば斯くの如きは往々有勝ちの現象であつて、必ずしも深く怪しむに足らないのである。即ち我が徳川時代の幣制が如何に不統一であり、如何に不始末であつて、之が爲めに國民の經濟的利害を犠牲にすることに多大なりしも、ソレは政治經濟上に於けるアラユル他の施設が、一樣に不完全なりし當時に於ては、誠に止むことを得ない事實であつたのであらうが、而かも他の一方より詳かに此の惡幣制の結果を批判するときは、之に依つて多大の利益を得たるものも、亦少なくなかつたのである。現に江戸、京、大阪三都の人々にて日常現金を以て必需品を買入るゝもの、又は小商業に従事して居る商人共は日々物價の狂ひに依つて、不利不便を感ずること少なからざりしは明かなるも、此の時代に最も重要なる商業であつた兩替商などは此の幣制の紊亂に乗じて、常に莫大の暴利を收めつゝあつたことは是れ又疑ひなき事實であつたのであらう。

從來大阪には十人兩替と稱する富豪の團體あり、其の名は十人兩替なるも仲間

の人々は、天王寺屋、平野屋、鴻池屋、善右衛門、米屋、平右衛門、近江屋、炭屋、加島屋、鴻池屋、庄兵衛、米屋、長兵衛、松屋、餞屋、三井、天満屋、辰巳屋等有名の大兩替商を始めとし、總て三四百軒の同業者ありて、安永年間には總計三百六十軒あり、明治の初年には三百九十五軒ありしとの事であるが、餞屋兩替、米方兩替など云へるものを精細に算入すれば四百軒にも上るべしと云へり、各盛に營業しつゝあつたのであるが、ソレは皆何れも此の幣制の欠陥を利用して國民の膏血を絞りつゝあつたのである。

然しながら貨幣制度の欠陥に乗じて不當の暴利を貪りつゝあつたのは我が徳川時代ばかりに限られたことではなく、西洋に於ても歴史上多くの實例があつたこと、現に中世紀の終頃より近世紀の初頃にかけて、ジュウスやロンバート商が歐洲諸國を彼所此所奔走して、金貸業や金銀の賣買を盛に營んで居つたのは他に色々の事由もあつたのであるが、其の主たるものゝ一つは矢張大阪の姦商がやつて居つたと、同一の手段を猶一層大仕掛に行つて、暴利を收めて居たのである。スタレンレー、ヂェヴォンズ氏は其の貨幣論に於てコッ云つて居る、通貨の善悪は素人には鑑別し難いから、兩替屋、地金屋、銀行者、若くは金銀工など、其の善悪を見分けるこ

とを有利の業務となし、純金銀の量目の重い良貨を輸出又は鑄潰して儲けを計つて居たのである。この事は實際その通りであつて、良貨と悪貨との間に於ける品位量目の差異は取りも直さず、兩替屋等の利益となつて、彼等の囊中に收めらるゝのであるから、ジュウス若くはロンバード商は當時各國の幣制の混亂不統一を利用して、この姦手段を行ひつゝ多大の富を作つたのであるが、我が大阪の兩替商も亦同じ手段に依つて富豪となつたのである。

徳川時代に於ける大阪の富豪が我が國財界の中心となり、天下の財貨七分は大阪にありと唱へられたる程なりしは、必ずしも金銀賣買の結果のみにあらざりしことは、固より云ふ迄もなしと雖も、而かも徳川氏の幣制の紊亂が彼等に不正の暴利を得せしむるの機會を與へたることは疑ふ可らざる事實であつて、彼等以外の眞面目なる商人にして、江戸、大阪、京都などで正業を營みつゝあつた者は勿論この悪幣制の爲めに非常の迷惑を蒙りたることは明かなるも、特に彼等兩替屋に取つては徳川政府は少なからざる恩恵を施したものであると云はねばなるまい、即ち大阪に前記の如き多數の兩替屋を現出せしめ、彼等をして我が國財界の中心團た

らしめ、或る意味に於て資本主義の發達を促がしたのは、一つには確かに幣制紊亂の賜であると云ふも決して妄斷ではなからうと思はる。

五

加之ならず幣制紊亂の結果は、新井白石が云へる如く、正徳享保の頃に於てすら既に多種異様の貨幣ありて只だ金銀貨だけでも各其の性合を異にして九種に分かれ、居たのであるが、享保以後徳川氏の末年に至るまで、屢々金銀を改鑄し、其の改鑄毎に品位を貶して、愈々益々粗悪なるものを發行したのであるから、徳川時代の通貨は、其の性合の善惡より云へば、幾種類の等級にも分かれて居つて、中々九種や十種ではなかつたのであつて、ソレが皆其の貨幣價格を異にし、同一の形製、同一の極印であつても、何れも同一の價格で通用しては居らなかつたのである。然るに是等各種の通貨の性合を一々鑑別することは、普通の商人では到底不可能であつたのであるから、大阪に於ける正金銀の取引は唯だ兩替商仲間同士にのみ止め、其他は大抵手形を振出して取引するの慣例となり、一般の商人を始め遊廓等の賤業まで、正金銀よりは手形の仕拂を便なりとし、大金の受授は勿論二十匁乃至十匁ばかりの小額にても概ね手形取引にすることをなつたのである。(兩替商沿革史九

一、九二頁參照)故に徳川時代に於ける幣制の混亂不統一は、一方に於て兩替商たる富豪の盛大を來し、資本主義の發達を促がした原因であつたと同時に、他の一方に於ては大阪に信用制度を發達せしめた一大原因であつたのである。

幣制は完全であつても、多額の正金銀を受渡すよりは、同じ事なら、紙幣や手形の方が却つて便利であるから、是が信用制度を工夫せしめた一つの事由なるべきや勿論の事なれども、幣制の不統一、通貨の亂雜が又確かに信用制度發達の動機となつたことは、宛もアムステルダムやハンブルグの銀行が、各國各種の亂雜なる通貨の使用に伴隨する不便を避けんが爲めに、成立して、銀行紙幣の効用を一般商人間に普く認めしめたる事實に徴しても明かであらう。アムステルダムの銀行は一六〇九年に其市の保證に據つて設立せられたのであるが、此の銀行は各國の貨幣及自國の悪貨などを、其の正しき本位貨幣を標準としたる實價少額の鑄造費及其外の手數料等を見込んで、を以て預かり、各其の預主の爲めにソレだけの手形を發行し、之を稱して Bank-Money と稱したのであるが、このバンク・モニーは固より

正確に本位貨幣と同一のものなるが故に常に其の眞の價格を有するのみならず、事實通貨より以上の價格を維持して居つたとの事である。(アダム、スミス國富論キヤナン版第一卷四四四頁に據る)大阪に於ける手形通用の事情はアムステルダム銀行の事は勿論其の性質を異にするも、本位貨幣の通用を爲さずして、其の實價で取引さるゝの不便に顧みて、信用制度に依頼しなければならぬ様に據なくせられたるは彼我全く其の軌轍を同ふするものであらう。

大阪に於ける信用制度が大に發達して各種の手形が一般の取引上に多大の便利を與へしことは前記の如くなるが、ソレに随つては又一方に於ては甚だしき信用の膨脹を來し、一時銀手形の盛なりし頃には(明和安永の頃ならん)一萬兩の資本を以て六七萬兩の手形を振出した者ありし位にて(大阪商業習慣録に據る)之が爲めに、時としては大失敗を招きて金融界に大騒動を來したることありしも、兎に角大阪の信用制度の發達は我が日本の經濟史上最も著明の事實にして、管だ上方地方のみならず、全國の經濟上に直接若くは間接に多大の貢獻を爲したることは固より明かであらう。畢竟する所斯く迄に信用制度を發達せしめたるは徳川氏幣

制の紊亂に歸因する自然の結果に外ならずと云ふも亦決して過言にあらざるが如し。

六

大阪の富豪が幣制の紊亂に乗じて多大の富を作りつゝあつたことは、前記の如くなりとするも、日本全國民中大多數の者は此の紊亂の爲めに非常の迷惑を蒙り、少なからざる不利不便を免かれなかつたのであるから、徳川氏の稗政の結果は詰り一般國民の利益を犠牲にして、少數なる兩替商等に恩恵を與へたるものに外ならざるべしと反問する者あるべくして、而かも事實或は其通りの結果なきにしもあらざるべしと雖も、茲に此の點に關し、一つの幸なる事には、江戸、京、大阪三都以外に於ける各地方の人々、即ち全國民の大多數は中央政府なる徳川氏の幣制は如何に紊亂し、如何に不統一であつても、ソレには實際左まで大なる痛痒を感ずることなく、隨て賣買取引の上にも、意外に影響を與へなかつたと云ふ一事實があつたのである。其れは何故かと云ふと、徳川政府の鑄造した金銀貨は前にも述べた通り、其の性合の善惡に拘はらず、發行高は比較的少額であつて、一般全國の流通には勿

論不足を告げて居つたのであつて、是等金銀貨の通用は實際僅かに三郡其他小部分の地域に限られ、全國各地方に割據する諸大名の領地内には、各々其の藩々の紙幣や手形が流通して、交易の媒介をなし、例へば徳川氏の本位貨幣なる大判小判など云へるものは、大名若くは極めて小數なる富豪の金庫内に骨董品の如く貯へられて居つたものに過ぎないのである。本位貨幣が姿を隠くして民間の取引上會て影も形も見せないといふ奇怪の事は、今も昔も異ならない現象であつて、現に今日金貨本位の日本帝國に於て、政府の發行せる金貨、即ち二十圓、十圓、五圓等の金貨は民間には全然通用の跡を絶ち、田舎などでは一生涯金貨の顔を見ずして終る人さへ少なくなかうであるが、徳川氏の大判小判も丁度その通りで、各地方では唯だ其の名を聞くのみで、實物は遂に手にしたこともない云ふのが通例であつて、實際其の賣買取引上に流通して居つたのは、藩札若くは各種の手形のみであつたのである。

勿論この藩札なるものは一定の法令の下に一定の形式を具備して發行したものではなく、矢張り前に述べた如く硬貨の發行と同じく、公然徳川氏の許可を受けずて發行したのもあり、又無許可で内密に發行して居たものもあり、藩の政府が自ら機關を設置して發行したのもあれば、又藩の用達商人に請負はして發行したのもあつたのである。例へば秋田久保田藩の紙幣は金札には一分札、二朱札、一朱札の三種あり、銀札には三十目、十匁、五匁、三匁、十文、五文などあり、又錢札には十貫文、一貫文、五百文、三百文、二百文、百文、五十文、十文、五文の數種あり、是等金銀錢の紙幣は總て合せて十九種あつて皆秋田藩久保田會所より發行したものであるが、これは何れも兌換の形式を具へ居るも、正金銀を藩外へ輸出することを嚴禁し、隨て外國人(即ち秋田藩外の人)には正金銀との引換を許さぬ制度であつて、領内の者は之を引換へるの必要を感じなかつたより、事實に於ては不換紙幣と同様のものであつたのである。而して斯くの如きは、特り秋田藩に限らず全國各藩殆んど皆同じ様に各種の紙幣を發行して、其の領内に流通せしめて居つたのであるが、何れも大抵皆秋田藩の如く正金銀の外出を禁ずるが爲めに藩外の商人には引換を許さなかつた様である。

七

一體徳川時代に於ける各藩各地の紙幣なるものは紙幣と云へば紙幣であるが、其の實今日の様な完全の紙幣ではなく、只だ單に手形とか切手とか云ふ様なものであつて、其の形式など甚だ幼稚不完全なるもの多くして、前にも云へる如く藩政府發行のものもあれば、半官半民の産物會所より發行したるものもあり、又全然一個人たる商店より發行したり、甚だしきは京都、奈良、高野山などの寺院より發行したるものもあつたのであるが、總て是等の紙幣類は米を始めとし、皆夫れ々其の藩其の所の特産物を抵當として、發行したるもの多く、仙臺の米札は有名のものであるが、其の他紙や蠟の切手、鹽、砂糖、大豆の手形などより、甚だしきは唐傘の切手、馬具の切手等もあり、又奈良に於ける徳川氏の所領地にては年貢米を銀一匁手形となし、御料所八個村庄屋年寄總百姓請負として發行したものなどありて、何れも紙幣同様に其の地方限り流通して居つて、金銀貨の代用を爲して居つたのである。

右の如く徳川時代には各種異様な紙幣類似のものが、各藩各所到處に數限りもなく濫發されて居つて、皆何の故障もなく圓滿に金銀の代用をなして、民間に融通して居つたのであるから、本當の本位貨幣が品位を貶されて悪くならふと、相場がドゥ狂ふと、ソレは主として三都だけ位の事であつて、各藩各所の經濟上には大した影響はなかつたのである。今日の様に帝國全體統一に歸して、全然中央政府法令の下に支配さるゝこととなり、而かも其の上に對外通商などの關係ありては、徳川時代の如き不統一、混亂を極めたる貨幣制度は勿論一日も其の存在を許すことは出來ないであらうが、封建時代には各藩が全然獨立であつて、中央政府の經濟政策には彼等は殆んど風馬牛であつて、其の幣制が亂れて居つても、貨幣が粗惡であつても、夫れが爲めに其の地方の經濟界を攪亂さるゝことは、割合に少なかつたのみならず、他の一方より之を見れば悪幣制、惡貨幣の行はれて居たことは、宛も大阪などの場合と同じく、却つて各地に信用制度の發達を促し、手形取引を獎勵するの機會を興へた位の事であつたであらう。ブリストレー氏曾て其の著「歴史講義」に於て「紙幣を發行するには其の引換に應ずるだけの正貨準備を必要としなさい、若し其國に之に相當する商品があるならば事實夫れが準備である、此の場合には紙幣は商品の代表たる正貨なしに直に其の商品を代表して居るのである、革命以前に於ける米國殖民地の事實が正さしくソレを證明して居る、當地殖民地の得

らるべき貨幣は事實大英本國に集中して居つたのであるから、彼等殖民地の者は其の相互の取引上金銀の使用と云ふ事は全く知らない位であつたのである、ソコで彼等は別に交換の媒物として、殖民地政府が準備なしに發行したる紙幣を流通して、六片の小額紙幣もあり用を充たして居つたのである、即ち此の紙幣が金銀貨の代用を完全になして居つた譯である云々(一八二六年倫敦版四三九乃至四四一頁)と記して居るが、徳川時代に於ける各藩の状態は略この殖民地に類似したものであつたのであらう。

近世初期に於ける英葡通商關係と Methuen 條約

野村 兼 太郎

こゝに近世初期と稱するのは東印度航路の發見並びに新大陸の發見より北米合衆國の獨立、佛蘭西革命の勃興に至る約二世紀あまりに亘る期間を指すのである。この時期に於ける商業は最近世紀に於ける通商貿易の準備とも見るべく、又現代の經濟組織たる資本主義的生產組織の基本を作つたものであるとも云へる。それ等の點に就いてはすでに拙稿「近世初期に於ける商業の本質」(「社會科學」第一卷第四號)に於いて論じて置いたから、こゝでは省略する。

英蘭と葡萄牙兩國間の通商關係もその初期に於いては公然たる貿易船以外に海賊船の横行が少なくなかつた。この點はあらゆる國際間の貿易に共通の現象であつた。約十五世紀の終末から一五八〇年頃に至るまで兩國が貿易の目標と